

東京大学公共政策大学院

2014年度夏学期

行政組織法 講義レジュメ

担当 交告尚史

はじめに

一応6回分の講義案を用意しました。シラバスに書いたように、通常の一方向的な講義は5回程度とし、あとは参加者の報告に基づく討論にしたいと考えています。皆さんの理解度をみながら、1回分を2回に分けたり、逆に2回分を1回にまとめたりするかもしれません。ですから、必ずここに示した6回分の講義をするというわけではないのです。ともかく、最初の5回ぐらいのうちに、自分が取り組んでみたいテーマを1つ見つけて下さい。

たとえば、第1回の講義に関しては、「権限の委任というのは、本当に行政法学の講義で教えられるように理解されているのか」という視点から実務を調べてみるのはどうでしょうか。国の場合は教科書どおりかもしれませんが、都道府県や市町村をいくつか比較してみると、意外な実態が見えてくるかもしれません。

第2回の講義について言えば、委員会制度の歴史、意義および特色について調べてみるのが面白そうです。委員会制度全般でもいいですし、原子力規制委員会など個々の委員会に特化しても構いません。もうそれ以上は申しませんが、適宜相談に乗ります。

念のため、教科書と参考書をここにも明記しておきます。六法（有斐閣のポケット六法など）は必ず購入して、国家行政組織法等の条文に親しんで下さい。

○教科書：塩野宏『行政法Ⅲ〔第四版〕』（有斐閣、2012年）⇒「塩野〇頁」で引用

○法学未修者のための参考書：石川敏行・藤原静雄・大貫裕之・大久保規子・下井康史『はじめての行政法〔第3版〕』（有斐閣、2013年）⇒「石川ほか〇頁」で引用

第1回（4月7日） 2つの機関概念1—作用法的機関概念—

*塩野 19~23 頁。法学既修者にとっては、行政法総論の復習でもあります。法学未修者は、石川ほか 24~27 頁を参照。

1. 2つの機関概念

行政作用法的機関概念→放射的機関概念

行政組織法的機関概念→包括的機関概念

2. 作用法的機関概念—行政官庁法理—

(1)行政（官）庁とは？

行政官庁＝国家意思を決定し、外部に表示する行政機関

地方公共団体を含めれば「行政庁」

①独任制と合議制

②作用法と組織法の結び合わせ

(2)行政官庁の権限の限界

所掌事務の範囲←各省設置法、地方自治法&条例

(3)権限の代理・委任

(a)代理

①授權代理・・・法律の根拠は不要。被代理官庁に指揮監督権が残る。

②法定代理

指定代理・・・法律の根拠はなくてもよい。代理の指定行為は任命権に属する。

狭義の法定代理・・・法律の定めがあることが前提

*代理官庁となれるのは？

通例は補助機関。しかし、これに限られない。公権力の行使に関しては、明文の根拠がな限り、国家行政組織法、地方自治法等に定める形式的意義の行政機関に限定される。

**代理権の範囲

授權の際に代理の範囲が特定される。法定代理の場合、一般的には一身専属的な権限かどうかメルクマール。通信メディアが発達したので、外遊の度に臨時代理を置く必要があるかどうかは疑問。

***顕名主義と表見代理

表見代理の法理は、法律による行政の原理との関係から、公権力の行使の場合には適用なし。相手方の保護は国家補償の法理によるべし。

(b)権限の委任

「権限が委任官庁から受任官庁に移る」という構成。伝統的な理解（行政不服審査法 8

条1項2号参照)。代理では法律効果は被代理官庁に帰属するのとの違い。法律上の処分権限の変更ゆえ法律の根拠が必要。法律で定められる委任の相手方は通例は補助機関。

☞ 取消訴訟の被告は、かつては処分庁であったが、現在は行政主体。

(c)専決・代決

事実上の補助執行。国家賠償法1条の適用における公務員の過失は、専決・代決に基づいて実際に行っていた公務員自身の過失ではなく、組織の過失として捉えられる。住民訴訟において市長等の個人責任が問われるときは、組織過失を問うことはできない。専決で処理している職員を市長の手足と見るか、市長の指揮監督権に着目するかのいずれか。後者が支持される。

(4)行政官庁の相互関係

(a)上下関係

行政官庁法理は上級、下級の間を重要な内容とする。国家行政組織法も大臣の訓令権を規定しており、ヒエラルヒーの存在を前提にしていると見ることができる。上級行政機関の下級行政機関に対する指揮監督権の内容は、監視権、許可認可権、指揮権、取消・停止権である。

指揮権行使の手段として通達がある。下級行政機関の職を占める公務員にとっては、通達で示された裁量基準等は職務命令となる。そこで、違法な職務命令に服従する義務(国家公務員法98条)があるかどうかという問題が生じる。職務命令を訓令的なものと服務上のものとに区分する考え方。前者の場合は行政の統一性確保という観点が優位する。後者の場合は、命令を受けた公務員が自分で違法性をチェックするしかない。どんな争い方があるか。

上級行政機関は、下級行政機関が行った行政処分の取消し権、代執行権をもつか。取消し権はもつが、代執行権はもたないというのが通説。下級行政機関の権限を奪ってしまわないかという視点からの判断。

(b)委任・代理関係

権限の委任を受けた官庁、代理権を行使する官庁がもともと下級行政機関であるときは、委任関係・代理関係が成立した後も行政官庁法理が妥当する。したがって、指揮命令の関係が存在する。

もともと上級・下級の間がないとき、代理であれば、民法が類推されて、被代理官庁の指揮監督権が働く。法定代理の場合は指揮監督権は働かないとされるが、その考えは被代理官庁が欠けた場合には妥当するが、単に外遊したにすぎないような場合は妥当しないと塩野は言う(通信技術の発達ゆえ)。権限の委任の場合は、権限がすっぽりと移るので、監督関係は生じない。

(c)対等官庁関係

①対等官庁間に権限争議が生じたときは上級官庁が決する(内閣法7条)。

②複数官庁が共同で意思決定する場合(たとえば、石油パイプライン事業法に基づく事

業許可の主務大臣は経済産業大臣と国土交通大臣)は、両者の意思が合致する必要がある。ある官庁が権限を行使するのに他の官庁との協議が必要である場合、意思の合致まで必要かどうかは、個別の法律の仕組みによる。

(5)行政官庁法理におけるその他の機関

行政官庁を中核として、補助機関、諮問機関、執行機関が論ぜられる。

- ① 補助機関 行政官庁を補助する。具体的に何がそれに当たるかは行政官庁法理からは導かれないので、国家行政組織法の機関を借用することになる。地方公共団体の場合は、地方自治法自体が行政官庁法理に従って補助機関の概念を立てているとみられる(161条以下)。
- ② 諮問機関 行政官庁の意思決定に際して専門的見地から、あるいはその決定の公正さを担保する意味でこれに関与する。国家行政組織法上の審議会(8条機関)、地方自治法の附属機関(138条の4第3項)。答申の拘束力 → 諮問機関と参与機関
- ③ 執行機関 行政官庁が法行為を行うのに対し、執行機関は実力を行使する。行政上の強制執行、行政調査のうちの立入り検査、臨検等。地方自治法上の執行機関とは異なる。執行機関は行政官庁の命を待たずに実力を行使する場合もある(警察官職務執行法6条:危害切迫の場合における危害防止のための立入り)。

(6)行政官庁法理の限界

内部的な事務を担当する行政機関が視野に入っていない。外部関係に立つ機関でも、即時強制(塩野用語では即時執行)に当たる機関、行政指導を行う機関、任意調査を行う機関は正面からは取り上げられない。

行政官庁法理は行政作用法との関連で行政組織を見ている。また、現実の意思形成過程とは乖離がある。国家賠償の面では、行政官庁と補助機関を全体として捉えて組織の過失を見なければならない。

しかし、行政官庁法理は、一貫した問題意識と明確な構造をもったものであり、実務でも定着している。そこで、これはこれとして受け入れて、その限界は事務配分的機関=包括的機関概念の操作によって補うというのが塩野教科書の立場。

*とりあえず塩野 46~52 頁、法学未修者は石川ほか 27~29 頁を参照。

1. 国家行政組織法を読む

まず3条と8条を頭に入れ、そのうえで塩野 70~89 頁を読むこと。

2. 行政機関の意義

包括的行政機関の最大単位は国組法では省。そしてその内部に庁、局、部、係、職が包括される。外局としての委員会は、国家意思を決定し外部に表示するので、むしろ行政官庁法理による理解になじむ。

3. 行政機関の相互関係

(1)指揮監督関係

行政官庁法理は行政機関の間に上下の関係があることを前提にしている。それに対して、包括的機関における包括関係は、そのまま機関間の上下を表す。国組法 14 条は大臣の指揮監督権のみを規定するが、より小さい包括関係における上級行政機関の指揮監督関係が否定されるわけではない。

(2)委任・代理関係

外部的法律関係と関連する委任・代理関係については行政官庁法理が妥当する。包括的機関の事務自体を他の包括的機関に委任するということが想定できる（国家公務員法 21 条参照）。また、行政官庁法理の対象外である内部関係の事務処理や非権力的事実行為についても委任・代理行為を考えることができる。これらの場合の法的根拠、法的効果については、行政官庁法理に準じて処理することができる。

(3)共助関係

対等または相互に独立の行政機関が協力しあう関係。実定法上は協力という語が使われることもある。行政機関相互の情報提供もこれに含めて考えることができる。

(4)調整関係

内閣官房、内閣府、さらには施策統一のための特命担当大臣（内閣府設置法 9 条）。各省大臣の省間調整（国組法 15 条）。

(5)評価・監察関係

憲法上の機関である会計検査院が、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の5つの基準に照らして検査を実施（会計検査院法 20 条）。総務省による政策評価（政策評価法 12 条）と行政監察。

(6)管理関係

内閣法制局、総務省、人事院。財務省の財務管理。

3. 包括的機関概念の課題

(1)行政手続法と行政組織法 eg. 聴聞主宰者

(2)事務配分、調整機能・管理機能の配分がなされた後、その概念は何か、その範囲はどこまでかという点について、外部法関係と同様の議論が規範の問題として論議の対象となる。

第3回（4月21日） 内閣

*塩野 56~70 頁。内閣法をよく読むこと。

1. 前提

①明治憲法時代にも内閣は存在したが、憲法に内閣に関する規定はなかった。内閣は天皇の補弼者の集団で、首相は同輩中の首席でしかなかった。

②現行憲法では議院内閣制が採用された。内閣は国会に対して連帯して責任を負う（憲法 66 条 3 項）。内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決により指名される（憲法 67 条 1 項）。国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならない。閣僚には議院出席権と出席義務がある（憲法 63 条）。

③行政権は内閣に属する（憲法 65 条） ⇨ 憲法上特別の地位を有する会計検査院

内閣は行政組織の最高機関であるが、国政を執り行う政治機関でもある。地方公共団体の行政は国の行政ではない。国と法人格を異にする独立行政法人、特殊法人等も国の行政の担い手としての役割を果たしている。

④内閣総理大臣は内閣の首長である。

⑤国務大臣は、行政機関の長（内閣法にいう主任の大臣）として行政事務を分担管理する（内閣法 3 条 1 項、国家行政組織法 5 条 1 項）。法律および政令には、すべて主任の大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする（憲法 74 条）。

⑥中央省庁等改革基本法（平成 10 年法 103 号）により内閣機能の強化が図られた。

eg. 内閣総理大臣の発議権（中央省庁等改革基本法 6 条）

内閣法 4 条 2 項の平成 11 年改正：閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。

2. 内閣の組織と権能

①内閣は内閣総理大臣とその他の国務大臣から構成される合議体である。

②内閣総理大臣は国会の議決による指名に基づき天皇が任命し、国務大臣は内閣総理大臣により任免される。

③内閣の職務は、憲法 73 条に例示されるもの、憲法のその他の条文に規定されたもの（国会の臨時会の招集—53 条、衆議院の緊急集会の求め—54 条 2 項、最高裁判所長官の指名—6 条 2 項、最高裁判所裁判官の任命—79 条 1 項、下級裁判所の裁判官の任命—80 条）、内閣法で定められるもの（行政各部の指揮監督—6 条、権限疑義の裁定—7 条、中止権行使を受けた処置—8 条）、個別法令で定められるもの（重要人事=会計検査院の検査官—会計検査院法 4 条、人事院の人事官—国家公務員法 5 条、内閣法制局長官—内閣法制局設置法 2 条、大臣政務官—国組法 17 条 5 項。主要計画の決定=環境基本計画—環境基本法 15 条 3

項、国土利用計画法上の全国計画—国土利用計画法 5 条 2 項 □ 平成 17 年計画で 4 項、未所屬地域の編入—地方自治法 7 条の 2 第 1 項)。

④各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して閣議を求めることができる(内閣法 4 条 3 項)。

⑤法律上の決定権者が決定するに当たり、閣議の決定を経るべしとされていることがある(環境大臣は、指定湖沼または指定地域を指定するには、閣議の決定を経なければならぬ—湖沼水質保全特別措置法 3 条 5 項)。

⑥実質的に見ると、内閣の権能には、立法作用に属するもの(政令の制定)や裁判作用に属するもの(権限疑義の裁定)もある。

⑦本来的に立法権あるいは司法権に属している事項以外の事項につき、どのような場合に内閣の議を経るべしとするかは、憲法上も理論上も定まっていはいない。

⑧閣議の運営については慣行に委ねられており、決定は全会一致を要するとされている(←内閣の連帯責任—憲法 66 条 3 項)。

3. 内閣総理大臣の権限

①内閣総理大臣の 3 つの顔＝内閣の首長、内閣府に属する事項についての主任の大臣、内閣直屬部局の行政事務の主任の大臣

②内閣の首長としての内閣総理大臣(憲法 66 条、内閣法 2 条 1 項)は閣議を主宰する(内閣法 4 条 2 項)。そのほか、重要政策に関する基本的方針等の案件の発議権(内閣法 4 条 2 項)、国务大臣の任免権(憲法 68 条)、議案の国会への提出権・一般国务および外交関係の国会への報告権・行政各部の指揮監督権(憲法 72 条)、権限疑義の裁定権、中止権を有する。

③行政各部の指揮監督権は、閣議にかけて決定した方針に基づくことを要する(内閣法 6 条)。

Cf. ロッキード事件最高裁判決・最判平成 7 年 2 月 22 日刑集 49 卷 2 号 1 頁 「閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても・・・流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、内閣総理大臣は、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の支持を与える権限を有する。」

塩野はこの考え方に反対。内閣総理大臣固有の所掌事務が行政事務全般に及ばない以上、内閣の意思を媒介することなくして、指揮監督であれ、指導・助言であれ、内閣総理大臣は行動することはできない。換言すれば、内閣の意思を媒介しない内閣総理大臣の行為は国家に帰属しない。 61 頁注(1) 浜岡原発全面停止要請の捉え方

④内閣総理大臣は内閣府の長の地位を占め、内閣府に関する事項につき主任の大臣となる(内閣府設置法 6 条)。その点では、国家行政組織法上、各省大臣と同じ権限を有する。

⑤行政作用法で内閣総理大臣に処分権限が付与されていることがある(証券業協会の設立

認可一証券取引法 68 条 2 項) が、そのときは行政官庁法理により、内閣総理大臣が行政官庁として位置づけられることになる。

⑥内閣法はすべての行政事務について主任の大臣が置かれることを想定しているように読める。制定法上も、内閣の直属の補助部局が担当する行政事務について内閣総理大臣が主任の大臣とされている（たとえば内閣官房に係る事項につき内閣法 23 条）。

4. 内閣補助部局

①内閣官房の主たる事務は、閣議事項の整理その他内閣の庶務、行政各部の施策の総合調整、内閣の重要政策に関する情報収集（内閣法 12 条）。

②安全保障会議は、国防に関する重要事項および重大緊急事態への対処に関する重要事項の審議を行う（安全保障会議設置法 1 条）。

③内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける（施策の統一を図るために必要となる企画・立案・総合調整）。その際、内閣官房を助ける（内閣府設置法 3 条 3 項）。

Cf. 藤田『行政組織法』 「知恵袋」機能 ㊦攻めの調整権（内閣府設置法 12 条 2 項 4 号）、受け身の調整権（同 5 号）]。

内閣府には、特命担当大臣（eg. 北方・沖縄問題）のほか、内閣府設置法に基づく機関として経済財政諮問会議と総合科学技術会議、個別法に基づく機関として中央防災会議（災害対策基本法）と男女共同参画会議（男女共同参画社会基本法）が置かれている。

④内閣に置かれているわけではないが、総務省は内閣の補佐・支援をも担当する。

⑤内閣法制局は、法律案や政令の審査立案、法律問題に関し、内閣等に意見を述べる。

⑥人事院は、人事行政の中立性確保の要請から国家行政組織法が適用されないこととされている。内閣法 12 条 4 項では内閣官房と同列に扱われているが、内閣の下にあって内閣を補佐する内閣官房と同じカテゴリーに入れることはできない。

5. とくに内閣府について

①内閣府は内閣の統括の下に置かれる機関である。

②内閣府は内閣に置かれ、内閣補助部局として位置づけられる。

③内閣府が所掌するのは、内閣府の長である「内閣総理大臣が担当するに相応しい行政事務」である。「他の行政機関の所掌に属しない事務」は総務省に属するものとされた。公正取引委員会は総務省に置かれた。

④内閣府設置法は組織の基準ではなく、組織に関する事項そのものを定めているので、内容的には各省設置法に比せられる。組織の基準については国家行政組織法をほぼ踏襲している。

第4回（4月28日） 特別行政主体

*塩野 89~115 頁。

1. 序説

特別行政主体と委任行政

2. 特別行政主体の意義

社会的に有用な業務の存在を前提とし、それが国家事務（行政事務）とされたうえで、その業務を遂行するために国家により設立された法人をもって特別行政主体という。

3. 独立行政法人

独立行政法人通則法と個別の独立法人設置法

(1)独立行政法人の意義と種類

(a)独立行政法人の定義（独行通則法2条）

公共上の見地からの確実実施の必要性 国による直接実施の必要性なし

↓

民間主体に委ねたのでは実施されないおそれあり。または一の主体に独占して行わせることが必要

↓

効率的かつ効果的に行わせる。 この法律と個別法の定めるところにより設立される。

(b)特定独立行政法人

役員・職員が公務員の身分を有する。

(2)独立行政法人の行政主体性

①独立行政法人の意義

②特定独立行政法人の場合は役職員の公務員性

③政府出資（8条2項）、法人の長および監事の大臣任命制（20条）

(3)独立行政法人に対する国の関与

自主性配慮義務（3条3項）

違法行為の是正要求（65条） ↪ 法治主義の観点からは是正命令とすべし（塩野）。

中期目標（主務大臣） → 中期計画（独立行政法人） → 評価および勧告（大臣認可評価委員会）

(4)独立行政法人の役職員の身分

特定独立行政法人の役職員に公務員の身分を与えたことの趣旨は不明確

(5)法典化の意義

(a)本法制の射程

国組法（8条の2）の施設等機関の独立行政法人への移行が狙いでは、特殊法人は？

(b)通則法の弾力的運用の可能性

通則法の機械的適用は独立行政法人の活性化を阻害する。

(c)問題の本質

法人化そのものではなく、法人の組織、財務および運営の内容

4. 国立大学法人

(1)国立大学法人（法）の意義

国大法人法と独通法は特別法と一般法の関係には立たない。

業務運営における自主性配慮（国大法人法 35 条による独通法 3 条の準用） + 教育研究の特性への配慮（国大法人法 3 条）

(2)国立大学法人の行政主体性

(a)一般論

国大法人法は、独立行政法人の業務運営の原則を準用したうえで、その特殊性への国の配慮義務を定めている。独立行政法人等情報公開法・個人情報保護法の適用対象。

(b)個別解釈論

①職員の地位・・・通常の雇用契約法関係

政治行為の制限は？ 就業規則の重み！

②国立大学法人と学生との関係・・・在学契約関係

③国家賠償法の適用

1条は適用なし ← 「公権力の行使」を行為規範の明確なものに絞るという考え方

2条は適用あり ∴ 行政主体である営造物法人も「公の営造物」に含まれる。

(3)国立大学法人の特色

(a)概観

国大法人法は、大学の意思決定にかかる主要機関を法定。

義務的設置＝役員会、経営協議会、教育研究評議会

学長選考会議

(b)個別論点

①組織の基本原則を法定する根拠

外部性の確保、経営と研究教育の関係の整理

②研究教育作用の実体的規律

学校教育法の下で形成された実務慣行（教授会、学部長会議など）が変わるのか。

③国立大学法人の組織類型

営造物法人（法人格ある営造物）に該当。特定の目的に提供された財産を手段となし、その財産提供者の定めるところにより選定された機関により、一定の目的を遂行するもの。ただし、美濃部教科書では、官立大学も権利主体は国。公共組合が公の社団法人であるのに対し、法人たる営造物は公の財団法人。したがって、構成員としての社員のない法人。

④理事長と学長の一元化（国大法人法 11 条）

⑤学長の地位の二面性と大学の自治

(4)国立大学法人に対する国の関与

中期目標、中期計画の問題性

5. 特殊法人

(1)特殊法人の意義

総務省設置法の定義・・・法人設立の手續に着目。公益性とは必ずしも結びつかない。

(2)特殊法人と行政主体性

個別判断が必要。設立行為の特殊性のほか、国の出資のあり方、組織構成に対する関与のあり方などを考慮。

(3)特殊法人の整理・合理化

中央省庁等改革基本法の方針 → 特殊法人等改革基本法（平成 18 年 3 月 31 日まで）

①事業の廃止、整理縮小、合理化

②廃止、民営化、独立行政法人への移行

6. 認可法人・指定法人

(1)認可法人

民法上の公益法人のうち、業務の公共性等の理由により主務大臣の認可が設立要件になっているもの。

設立認可の法的性質に関する 2 分論は現在は維持できない。したがって、基本的には民間が設立する法人であって、行政主体性を欠く。

(2)指定法人

特別の法律により特定の業務を行うものとして行政庁により指定された民法上の法人

①行政事務補助型、②民間活動助成型、③行政事務代行型の 3 区分

行政主体性を観念できるのは③のみ → 委任行政

第5回（5月12日） 公の施設と指定管理者制度

*塩野 115~121 頁。

1. 公の施設とは？

(1)具体例

公立学校・幼稚園、保育所、児童館、コミュニティーセンター、高齢者福祉施設、障害者施設、青年の家、公民館、図書館、博物館、生涯学習センター、文化ホール、体育館、競技場、公園、病院、公営住宅

*開放型施設と閉鎖型施設

(2)法律の規定

地方自治法第10章+個別法 e.g. 公営住宅法、都市公園法

(3)歴史

昭和38年地方財務会計制度大改正(法99)に際して新設。それまでは、「財産又は営造物」。

2. 公の施設の立地

都市施設

火葬場の立地の問題

3. 条例設置主義

- ・使用料が条例事項
- ・住民の平等利用権

4. 住民の平等利用権

(1)開放型施設

自由使用（許可使用）が原則

⇔ 個別法の定め e.g. 公民館

管理の支障を理由とする拒否

①上尾福祉会館事件（最判平成8年3月15日 自治百選49事件）

②府中青年の家事件（東京高判平成9年9月16日 判例175号64頁）

*音楽堂事件

(2)閉鎖型施設

行政財産の目的外使用の許可

*学童クラブ事件判決

(3)契約締結強制

給水拒否と水道法 15 条の「正当な理由」

5. 管理委託

(1)ニューサンパレス事件（浦和地判昭和 61 年 3 月 31 日判時 1201 号 72 頁）

民間企業による結婚式会場経営。行政財産の目的外使用の許可は違法。

(2)結婚式場ニーズへの対応と代替的手段

①市の直営＋ブライダル業務の委託

②管理委託

(3)管理委託と公共的団体

公共的団体とは？

コミュニティーセンターと住民受託管理の可能性

(4)管理委託と国賠法上の責任

国賠法 1 条の「公務員」 *春日寮事件

6. 指定管理者制度

(1)背景

規制緩和政策 平成 15 年地方自治法改正

(2)指定の性質

行政処分 利用許可の行政庁は指定管理者

(3)自治体の賠償責任

国家賠償法 1 条 ×

国家賠償法 2 条 ○

7. P F I との結合の可能性

施設の建設を P F I で行い、その管理を指定管理者に行わせる。

*塩野 121~125 頁。

1. 意義

行政官庁法理にいう権限の委任との区別

行政機関相互の委任、行政主体以外の個人や法人との関係での委任

具体例：税の特別徴収義務、弁護士会等の登録事務、指定法人の業務、指定管理者制度

*委任と委託

行政主体が行うものとされている事務を私人が行うこと。請負契約等の民事上の契約による。ただし、行政責任の放棄にならないように配慮することが必要。

* * PFI 事業 Public Finance Initiative

行政が提供すべき公共サービスを民間の資金と知恵を利用して行政が行うよりも安い費用で行う手法。

イギリスの取組み

日本版 PFI 法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

分厚い契約書の作成 → 必要な事項を事前に取り決めるという契約観念の醸成

長期に亘るサービス提供継続の必要性 → 法制度は対応できているか？

事業者の選定・・・自治体における公募型プロポーザル方式の可能性

基本用語：SPC、BTO 方式と BOT ないし BOO 方式

2. 委任行政の法的特色

(1)委任の効果

受任者のした行為あるいは受任者に対してなす私人の行為が、委任者である国のした行為あるいは国に対してなした行為となる。法律関係自体は受任者と相手方私人の間に生じるので、民法上の代理ではなく、行政官庁法理にいう委任。

受任者である指定法人がした処分については、処分をした指定法人が被告になる。国家賠償法1条との関係では、指定法人自体が責任を負うというのが塩野説（したがって、指定確認検査機関に関する最決平成17年6月24日判例時報1904号69頁には批判的）。

(2)委任の許容性

公権力の行使を伴う行政作用の委任については必要性の根拠が明確でなければならない。

(3)法律の根拠

委任される行政が公権力の行使に関わる場合には、法律の根拠が必要。

(4)受任者の組織構成への関与

過度の介入は委任の趣旨に反する。

(5)国と受任者の関係

法律に定められた限度でのみ委任者の指揮監督を受ける。行政手続法 4 条 3 項に注意。
監督処分に対して指定法人は出訴できる。